

76 安全保障理事会決議二二七〇(核不拡散・北朝鮮)(抜粋)

採 択 二〇一六年三月二日安保理事第六三八回會合
三月一日官報外務省告示第七号

安全保障理事会は、(中略)

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づき措置をとって、

1 北朝鮮が、理事会の関連する決議に違反し、甚だしく無視し、二〇一六年一月六日に核実験を実施したことを最も強い表現で非難するとともに、さらに、弾道ミサイル技術を使用し、決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)及び第二〇九四号(二〇一三年)の深刻な違反である二〇一六年二月七日の北朝鮮の発射を非難する。

2 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、及びこの文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認するとともに、決定を再確認するとともに、北朝鮮がこれらの義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。

3 北朝鮮が、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で放棄するとともに、全ての関連する活動を直ちに停止すると決定を再確認する。

4 北朝鮮が、その他の全ての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すると決定を再確認する。

5 全ての加盟国が、決議第一七二八号(二〇〇六年)8(c)の規定に従って、核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器に関連する品目、資材、機材、物品及び技術の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の、北朝鮮に対する自国民による若しくは自国の領域からの又は北朝鮮からのその国民による若しくはその領域からの、あらゆる移転を防止することを再確認するとともに、この規定は、北朝鮮

がその他の加盟国との間で、衛星の発射又は宇宙発射体と称されたとしても、弾道ミサイル技術を使用した発射に関するいかなる形態の技術協力を行うことも禁止していることを強調する。

6 決議第一七二八号(二〇〇六年)8(a)の措置は、全ての武器及び関連物資(小型武器及びその関連物資を含む)並びにこれらの武器及び関連物資の提供、製造、維持又は使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用されることを決定する。

13 加盟国が、北朝鮮の外交官、政府の代表又は北朝鮮政府の立場で行動するその他の北朝鮮国民が、指定された個人若しくは団体又は制裁回避を支援し若しくは決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)若しくはこの決議の規定に違反する個人若しくは団体の代理として又はこれらの指示により行動していることと決定する場合には、当該加盟国は、適用可能な国内法及び国際法に従い、北朝鮮への送還を目的としてその個人を自国から追放することを決定するとともに、ただし、この規定は、国際連合の業務を実施するために北朝鮮政府代表者が国際連合本部又は他の国際連合の施設に移動することを妨げるものではない。この規定は、(a)司法手続の実施のためにその個人の存在が必要な場合、(b)専ら医療、安否若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要な場合、又は(c)その個人の退去が決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)及びこの決議の目的に反すると委員会が個別の案件に応じて決定した場合には、特定の個人には適用されないことを決定する。

16 北朝鮮が、関連する安保理事会により課される措置に違反する目的で、フロントパネル、シエルカンパニー、合併企業及び複雑かつ不透明な所有構造を頻繁に使用することに留意するとともに、この関連で、委員会に対し、パネルの支援を得つつ、そのような行為に関与する個人及び団体を特定し、適切な場合には、決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)及びこの決議により課される措置の対象に指定するよう指示する。

17 全ての加盟国が、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮国民に対する専門教育又は訓練(応用物理学、応用コンピュータ・シミュレーション及び関連するコンピュータ科学、地理空間ナビゲーション、原子力工学、航空宇宙工学、航空工学並びに関連分野における教育又は訓練を含む)を防止することを決定する。

18 決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)及びこの決議に従っていかなる品目も移転されないことを確保する目的で、全ての国が、北朝鮮を原産地とする貨物、北朝鮮を目的地とする貨物、北朝鮮のその国民若しくはそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、それらにより所有され若しくは管理される団体若しくは指定された個人若しくは団により仲介若しくは促進される貨物又は北朝鮮籍の航空機若しくは海洋船舶で輸送されている貨物であって、自国の領域(空港、海港及び自由貿易地帯を含む)の内にある又はそこを通過するものを検査することを決定するとともに、各国に対して、そのような検査を、各国が人道的目的のものであると決定する貨物の移転に与える影響を最小限にする方法で実施することを要請する。

23 委員会が北朝鮮企業オーション・マリタイム・マネージメント・カンパニー(OMM)を指定したことを想起し、この決議の附属書IIIに規定された船舶がOMMによって管理され又は運航される経路資源であり、それゆえに決議第一七二八号(二〇〇六年)8(d)の規定により課される資産凍結の対象となっていることに留意するとともに、加盟国は当該決議の関連規定の実施を求められていることを強調する。

24 北朝鮮が、全ての化学及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国としてその義務に厳格に従って行動することを決定するとともに、北朝鮮に対し、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要請する。

25 追加物品の指定を通じ、決議第一七二八号(二〇〇六年)8の規定及びこの決議により課された措置を調整することを決定す



北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画若しくは決議第一七一一号(二〇〇六年)第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇七七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)若しくはこの決議により禁止されたその他の活動。又は決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献しないことを確保するために、全ての国が、決議第二〇九四号(二〇一三年)の規定に定める措置を、北朝鮮を目的地又は通過地とする、金の運搬人を通じたものを含む金の移転に適用することを明確にする。

38 金融活動作業部会(FATF)が各国に対して、自国の管轄区域を北朝鮮の違法な金融活動から守るために強化された相当な注意及び効果的な對抗措置の適用を要請したことを想起するとともに、加盟国に対して、FATF勧告7、その解釈ノート及び拡散に関する対象を特定した金融制裁の効果的な実施のための関連ガイダンスを適用することを要請する。

39 奢侈品に関する決議第一七八号(二〇〇六年)8(a)iiiの規定により課された措置を再確認するとともに、奢侈品という用語にはこの決議の附属書IVに定める品目が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

40 全ての国に対し、この決議の採択から九〇日以内に、またその後委員会の要請があれば、この決議の規定を効果的に履行するためにとった具体的な措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請し、決議第一八七四号(二〇〇九年)に従って設立された専門家パネルに対し、他の国連制裁モニタリング・グループと協力し、当該報告を適時に準備し提出することについて各国を支援する努力を継続するよう要請するとともに、委員会に対し、安全保障理事会により要請された履行報告を提出したことのない加盟国に対するアウトリーチを優先させるよう指示する。

43 委員会に対し、決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)及びこの決議で決定された措置の違反に対し効果的に対応するよう指示するとともに、委員会に対し、決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)及びこの決議により課された

措置の対象となる追加的な個人及び団体を指定するよう指示する。

附属書 I 渡航禁止/資産凍結(個人) (略)
附属書 II 資産凍結(団体) (略)
附属書 III OMI Vessels (略)
附属書 IV 奢侈品 (略)

